

1－1 大気汚染防止法・徳島県生活環境保全条例に基づく届出

大気汚染防止法・徳島県生活環境保全条例で規定している「ばい煙発生施設」は表－１のとおりであり、事業者は表－２に掲げるような場合には、該当する届出をするよう規定してあります。

表－１

〔大気汚染防止法のばい煙発生施設〕

施 設 名		規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり５０Ｌ以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が１日当たり２０ｔ以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり５０Ｌ以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が１時間当たり１ｔ以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が１㎡以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が０．５㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり５０Ｌ以上であるか、又は変圧器の定格容量が２００ＫＶＡ以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	

施 設 名		規 模
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200 kg以上であること。
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6 L以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 KVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格能力が1,000 KVA以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200 kg以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5 t以上であるか、火格子面積が0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20 L以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1 m ³ 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50 kg以上であること。
17	塩化第2鉄の製造の用に供する溶解槽	

施 設 名		規 模
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 L 以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 5 0 kg 以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 3 0 K A 以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 8 0 k g 以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 0 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 2 0 0 K V A 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が 1 0 m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1 K W 以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 8 0 k g 以上であるか、火格子面積が 1 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 0 L 以上であること。
24	鉛の第 2 次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 1 0 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 4 0 K V A 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 2 0 K V A 以上であること。

施 設 名		規 模
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1 m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の焼却能力が重油換算1時間当たり4 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20 KVA以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100 kg以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20 t以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35 L以上であること。
32	ガソリン機関	

〔徳島県生活環境保全条例のばい煙発生施設〕

施 設 名		規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1％以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25 L以上50 L未満であること。
2	乾燥炉（銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するものを除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30 L以上50 L未満であること。
3	廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり100 kg以上200 kg未満であること。
4	無機化学工業薬品製造業におけるクロム化合物の取扱施設	排出口から排出ガス量（大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算したものをいう。）が1,000 m ³ 以上であること。

表－２ ばい煙発生施設に係る各種届出

届 出 の 種 類	内 容	提 出 期 間
ばい煙発生施設設置届出 (法第 6 条第 1 項) (条例第 8 条第 1 項)	ばい煙発生施設を新設又は増設しようとするとき	設置の工事着手の日の 6 1 日以上前
ばい煙発生施設使用届出 (法第 7 条第 1 項) (条例第 9 条第 1 項)	保有している施設がばい煙発生施設に指定されたとき。	ばい煙発生施設となつた日から 3 0 日以内 ※条例では 6 0 日以内
ばい煙発生施設の構造等 変更届出 (法第 8 条第 1 項) (条例第 1 0 条第 1 項)	ばい煙発生施設の構造、使用の方法、ばい煙の処理の方法を変更しようとするとき。	変更の工事着手の日の 6 1 日以上前
ばい煙発生施設使用廃止 届出 (法第 1 1 条) (条例第 1 3 条)	ばい煙発生施設の使用を廃止したとき。	使用を廃止した日から 3 0 日以内
氏名等変更届出 (法第 1 1 条) (条例第 1 3 条)	氏名、名称、住所、所在地に変更があったとき。	変更のあった日から 3 0 日以内
承継届出 (法第 1 2 条第 3 項) (条例第 1 4 条第 3 項)	ばい煙発生施設を譲り受け若しくは借り受けたとき、又は相続若しくは合併又は分割によりばい煙発生施設を承継したとき。	承継の日から 3 0 日以内